

令和3(2021)年度 地方公共・民間育英団体奨学金

推薦候補者登録要項(大学推薦)

奨学金団体は経済的理由により修学が困難で、優れた素質と強い向上心を持ち、人物・学業ともに優れた学生に対し奨学援護を行い、将来、社会に貢献しうる人材の育成を目的としています。奨学金団体によって、応募資格や条件等が異なります。

本学では以下の2つに分類し、募集を行います。

この募集要項は「大学推薦」に登録するための要項です。

※外国人留学生は申込できません。外国人留学生で奨学金を希望する場合は、グローバルエデュケーションセンターにお問い合わせください。

大学推薦	奨学金団体からの推薦枠に基づき学内選考を行い、推薦者を決定します。募集および選考は団体ごとではなく、一括で募集・選考を行い、推薦者と推薦団体を大学で決定します。 <u>事前の登録が必要です。</u>
一般公募	奨学金団体の書類を大学に提出するもの、学生本人が直接団体に応募するものがあります。 団体ごとに募集を行いますので、本学のホームページで募集している団体を確認し、要項を取得してください。団体のホームページからダウンロードできる場合もあります。団体から募集があり次第、随時更新します。

出願期間:

【在学生】 令和3年2月26日(金)～3月8日(月)

【新入生・編入生】 令和3年3月26日(金)～4月5日(月)

出願方法: 郵送・持参いずれも可

※郵送の場合は封筒に「地方・民間大学推薦登録書類在中」と朱書きで明記し、「簡易書留」で送付してください(消印有効)

提出先・お問い合わせ先:

近畿大学 学生支援課 奨学金係
〒820-8555 福岡県飯塚市柏の森 11-6

TEL: 0948-22-5655

窓口取扱時間 平日 9:00～17:00 (土・日・祝日・休業期間中を除く)

【重要】必ずお読みください

各民間団体は学業成績優秀で経済的に困難していること以外に、奨学生が民間団体や奨学生同士の交流を行うことにより人間的に成長することを大変重視しています。奨学生に採用されると在学中だけでなく、卒業後も奨学団体との関係が続くこともあります。大学から推薦され、学生を代表しているという自覚を持ち、向上心をさらに高め、生活状況報告書、成績証明書、奨学金受領書の提出や民間団体等が主催する研修会・交流会への参加など、奨学生としての義務を果たさなければなりません。

推薦数に制限がある「大学推薦」は、教務・学生担当奨学金係に事前に登録をした人の中から選出しますので、申請者本人が奨学生としての義務を果たせるかどうかを十分に考慮し、登録を行ってください。

- ・ この登録は令和3年度限りです。登録しても必ず推薦されるとは限りません。
- ・ 給付奨学金は一人一団体のみ申込可能です。「大学推薦」に登録申請された方は、「一般公募」の奨学金には申込できません。
- ・ 民間団体が定める推薦基準や出願資格をもとに候補者を選出していきますので、希望の団体を選ぶことはできません。
- ・ 書類提出後に奨学金が不要になった場合は速やかに申し出てください。
連絡なく、選考・推薦後に辞退をすると奨学金を希望する他の学生に多大な迷惑がかかりますので、十分留意してください。
- ・ 大学の推薦枠がある団体でも出願時期や出願資格によっては「一般公募」と同様に個別に募集することがあります。

■登録申請から採用までの流れ

登録申請

- ・ 提出書類を揃えて教務・学生担当奨学金係に提出してください
- ・ 登録者が民間団体を指定することはできません

学内選考

- ・ 3月～6月頃
- ・ 書類審査(家庭の経済事情、人物、学業成績を総合的に審査します)

推薦者決定

- ・ 3月～6月頃
- ・ 登録者の中から推薦候補者本人に連絡(原則、UNIPA)
- ・ 2日経過しても連絡がつかない場合は、原則、次点の学生に回します
- ・ 推薦候補者になった方は大学から民間団体の願書を受け取り、出願書類を作成します。選考から外れた方への連絡はありません。

出願&推薦

- ・ 3月～6月頃
- ・ 民間団体の出願書類を大学に提出(締切厳守)
- ・ 大学から民間団体に出願・推薦書類を提出

選考

- ・ 4月～8月頃
- ・ 民間団体での選考(面接を実施する団体もあります)
- ・ 大学からの推薦であっても必ず採用されるとは限りません

結果通知

- ・ 5月～9月頃
- ・ 大学もしくは民間団体から選考結果が通知されます

■申込資格

次の①から③の要件をすべて満たしている者

① 人物

学習活動、その他の生活の全般を通じての態度・行動等が奨学生として適当と認められる者(期限遵守、手続きの理解・精通度等を含む)、及び将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者

② 学力

意欲的に修学に励み、学業が優れている者で、【表1】の学業基準に達している者

【表1】学業基準

学部	1学年	高等学校の成績が評定平均値3.8以上または高等学校卒業程度認定試験合格者
	2学年以上	修得単位数が前年度までの通算標準取得単位数を満たしている者(※)
大学院	博士前期課程	大学等並びに大学院における成績が優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができる者と認められる者
	博士後期課程	大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、または、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができる者と認められる者

(※)通算標準取得単位数・・・要卒業単位数を最短修業年限で割った単位数の該当年次までの累計

③ その他

- ・令和3年4月時点で奨学金団体等から給付奨学金を受給していない者、及び受給する予定がない者(日本学生支援機構は除く)
- ・他の奨学団体に給付奨学金の申込をしていない者、及び申込の予定がない者(日本学生支援機構は除く)
- ・特待生制度等に該当し、学費の全額または一部を免除されていない者(文部科学省「高等教育への修学支援新制度」は除く)
- ・令和3年度近畿大学給付奨学金に申込の予定がない者

以下の者は対象外

- ・外国人留学生
- ・学業成績不振による留年等、最短修業年限を超えた者
- ・休学中の者
- ・本学から海外へ留学中の者

■提出書類

1. 提出書類チェックリスト

2. 地方公共・民間育英団体奨学金願書(大学推薦)

3. 令和2年度(令和1年分)所得証明書(市区町村発行/コピー可)

- ・父・母(父母がいる場合は必ず両方)あるいは父母に代わって家計を支えている人の最新(平成31年1月～令和元年12月分)の「所得(課税)証明書」
- ・扶養人数の内訳を明記している所得(課税)証明書が必要です。
- ・無職・無収入の場合でも、「非課税証明書」(市区町村が発行)を提出してください。所得金額が****表記のものは、市区町村等が申告者の所得を把握していない旨の記載で、所得が0円の証明ではありませんので、ご注意ください。

4. 収入に関する証明書(コピー)【令和2年分 源泉徴収票、確定申告書等】

- ・所得証明書に記載のある所得に関する証明書(令和2年1月～12月分)を全て提出してください(マイナンバーの記載のないもの)

5. 成績証明書(コピー可)

【学部新1年】 高校の成績証明書または調査書(高校3年3学期までの成績が反映されているもの)

【学部新2年以上】 原則不要

【編入生】 「前所属(学校)の成績」および「現所属で認定された成績」

【大学院新1年および博士後期課程】 下位課程の成績証明書

【大学院その他】 原則不要

※書類作成にあたり、ボールペンで学生本人が全て記入してください。鉛筆・消せるペンの使用は認められません。

■該当者提出書類 (該当する場合のみ提出)

1. 父子・母子家庭の場合

【父子・母子家庭であることを証明する書類(下記のいずれか)】

- ・所得(課税)証明書の(寡婦・寡夫)、(特別寡婦)欄に*印や控除金額が記載されているもの
- ・児童扶養手当証書または児童扶養手当認定通知書(コピー)
- ・父子・母子家庭医療証(コピー)
- ・遺族年金の年金振込通知書(コピー)
- ・戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) 原本

2. 外国籍の人

【日本国籍を有する人、特別永住者の在留資格を有する人または出入国管理及び難民認定法に規定される在留資格(永住者、定住者、日本人の配偶者・子、永住者の配偶者・子)を有する人】

- ・在留資格の記載があるもの(特別永住者証明書、在留カードの写し等)

